

## 議案第10号

### 日進市使用料及び手数料条例の一部改正について

日進市使用料及び手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月25日提出

日進市長 近藤 裕 貴

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、学校体育施設スポーツ開放事業の対象施設として新たに中学校テニスコートを追加するため、日進市使用料及び手数料条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

別表第1の学校体育施設に中学校テニスコートを追加する。

日進市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条 例 第 号

日進市使用料及び手数料条例(平成12年日進市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第3条関係)				別表第1(第3条関係)			
種類	区分	単位金額	徴収の時期	種類	区分	単位金額	徴収の時期
略				略			
学校体育施設	略		略	学校体育施設	略		略
	中学校柔剣道場	照明設備使用 2時間 300円			中学校柔剣道場	照明設備使用 2時間 300円	
		施設使用 2時間 300円				施設使用 2時間 300円	
	中学校テニスコート	一面につき 2時間 300円			中学校テニスコート	略	
略							
略				略			

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の前日に使用の許可を受けた中学校テニスコートの使用が同日以後となる場合における当該使用の許可を受けた中学校テニスコートに係る使用料については、改正後の日進市使用料及び手数料条例の規定を適用する。